

監 査 年 報

(令和3年度)

令和5年3月

香川県監査委員事務局

はじめに

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき地方公共団体に置かれる執行機関です。

その職務は主として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することであり、その際、事務の執行等について、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに、特に、意を用いることとされています。

本県の監査委員は 4 名で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任される委員 2 名と議会から選任される委員 2 名で構成されています。また、監査委員の事務を補助する組織として、監査委員事務局が設けられています。

本県においても、監査委員が地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査等を行っています。

この度、令和 3 年度対象の監査の状況を取りまとめました。本県の監査の現状を理解する一助として、参考にして頂ければ幸いです。

令和 5 年 3 月

香川県監査委員事務局

目 次

業務執行状況（令和3年9月～令和4年8月）	1
I 定期監査	3
II 財政援助団体等の監査	11
III 住民監査請求に基づく監査	14
IV 包括外部監査	23

監査業務執行状況の概要（令和3年9月～令和4年8月）

地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査及び決算審査等を次のとおり実施した。

1 定期監査については、

「備品の適正な管理（台帳整備、不用品決定手続）」

「契約事務の適正な執行」

「実効性のある内部統制の整備及び運用」

の3項目を重点項目として定めるとともに、法規性のほか経済性・効率性・有効性の観点にも留意し、令和3年11月から令和4年8月までの間に、令和3年度を対象に次の216所属について順次実施した。

また、不適正な会計処理の再発抑止の観点から、

①会計自主検査の確認（知事部局を除く。）

②監査資料の正確性の徹底

③外郭団体等に対する所管課の検査の実施状況の確認

についても、取り組んだ。

部 局 名	実 施 箇 所 数			部 局 名	実 施 箇 所 数			
	本 庁	出先機関	計		本 庁	出先機関	計	
政策部・出納局	12	5	17	土木部	9	5	14	
総務部	11	2	13	各種委員会・議会	7	0	7	
危機管理総局	2	1	3	教育委員会	9	45	54	
環境森林部	5	4	9	公安委員会	31	12	43	
健康福祉部	8	11	19	公営企業	病院	1	3	4
商工労働部	4	4	8		下水道	－（土木部に含む）		－
交流推進部	4	1	5	計		110	106	216
農政水産部	7	13	20					

監査の結果、指導注意事項が19件、検討指示事項が2件認められ、部局ごとに講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた部局については、改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事、議会議長及び関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。また、その後、関係部局から通知を受けた措置状況についても、順次これを公表する。

2 財政援助団体等の監査については、令和3年10月から令和3年12月までの間に、令和2年度を対象に出資団体、補助団体等について実施した。

出資団体については（公財）吉野川水源地域対策基金など13団体、補助団体については（公社）香川県私学退職金社団など4団体、公の施設の指定管理者についてはかがわ県民情報サービス（株）など7団体の延べ24団体（実団体18団体）について監査を行った。監査の結果、指導注意事項が4団体4件、検討指示事項が1団体2件認められた。また、公表対象としない軽微な指導事項が8団体12件あった。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。また、監

査結果を受けて講じた措置について、知事から報告があり、これを公表した。

- 3 住民監査請求に基づく監査については、令和3年度中に3件の請求があり、処理結果は、棄却（一部却下）1件、棄却1件及び却下1件であった。
- 4 例月出納検査については、毎月25日を例日と定め、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計について関係者の説明を求めるとともに、証拠書類について検査を実施した。
検査の結果は、いずれも計数は正確であった。
検査の結果については、知事及び議会議長に報告した。
- 5 令和3年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された決算書及び証拠書類等について関係者の説明、定期監査の資料等を参考にして実施した。
その結果、一般会計、特別会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
県立病院事業会計及び流域下水道事業会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
- 6 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された健全化判断比率等が法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として実施した。その結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
- 7 令和3年度内部統制評価報告書の審査は、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点として実施した。その結果、評価手続及び評価結果は適切に行われていることが認められた。
- 8 令和3年度包括外部監査については、外部監査人により「防災に係る事業に関する財務事務の執行について」をテーマに危機管理総局等に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。
監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。
また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和4年10月に公表した。

I 定期監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度を対象に「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について 216 所属に対して定期監査を行った。

監査結果は次のとおりであり、指導注意事項は 19 件、検討指示事項は 2 件あったほか、公表を伴わないが、内容が軽微なもので文書を交付した口頭指導事項は 105 件あった。

1 指摘事項等の件数

部 局 名	実施所属数	指摘事項		指導注意事項		検討指示事項		計(件数)
		所属	件数	所属	件数	所属	件数	
政策部・出納局	17 (16)			1 (2)	2 (2)			2 (2)
総 務 部	13 (13)			(1)	(1)			(1)
危機管理総局	3 (3)			1 (1)	2 (1)			2 (1)
環境森林部	9 (9)			(1)	(1)			(1)
健康福祉部	19 (19)			5 (3)	5 (3)			5 (3)
商工労働部	8 (8)			1 (1)	1 (1)			1 (1)
交流推進部	5 (5)			(0)	(0)			(0)
農政水産部	20 (20)			1 (4)	1 (5)			1 (5)
土木部	14 (14)			1 (0)	1 (0)			1 (0)
各種委員会・議会	7 (7)			(0)	(0)			(0)
教育委員会	54 (54)			4 (7)	4 (7)	1 (0)	1 (0)	5 (7)
公安委員会	43 (42)			(1)	(1)	1 (0)	1 (0)	1 (1)
公営企業	病院局	4 (4)		1 (0)	3 (0)			3 (0)
	下水道	-	-	(0)	(0)			(0)
合 計	216 (214)	0 (0)	0 (0)	15 (21)	19 (22)	2 (0)	2 (0)	21 (22)

(注) カッコ書は、令和 2 年度対象の件数である。

(参考)

用語の説明

1 指摘事項

指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正でないもので、法令等に違反した執行となっているもの、歳出予算の目的及び範囲に違反した執行となっているもの、著しく不経済又は非効率的執行となっているものなどをいう。

2 指導注意事項

指導注意事項は、財務に関する事務の執行等が適正でないもので、指摘事項に当たらないものをいう。ただし、内容が軽微なもので、予備調査時における事務局職員による指導で足りると認められるものを除く。

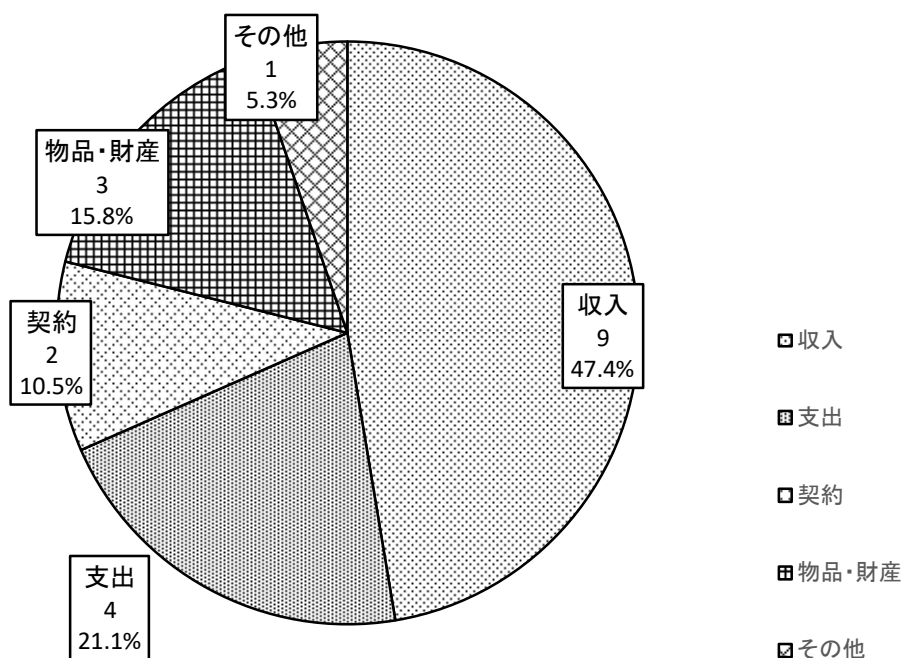
3 検討指示事項

検討指示事項は、法令の趣旨や制度の運用実態などから、事務事業を適正かつ効果的に実施するうえで、今後、検討が必要と判断されるものをいう。

2 指導注意事項の内容別内訳（総括表）

部 局 名	収入	支出	契約	物品・財産	その他	計
政策部・出納局	0	1	0	1	0	2
総務部	0	0	0	0	0	0
危機管理総局	0	1	1	0	0	2
環境森林部	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	3	0	0	1	1	5
商工労働部	1	0	0	0	0	1
交流推進部	0	0	0	0	0	0
農政水産部	0	1	0	0	0	1
土木部	0	0	1	0	0	1
各種委員会・議会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	2	1	0	1	0	4
公安委員会	0	0	0	0	0	0
公営企業	3	0	0	0	0	3
病院	0	0	0	0	0	0
下水道	0	0	0	0	0	0
合計	9	4	2	3	1	19

図 指導注意事項の内訳(区分、件数、構成比)



(ア) 収入(証紙を含む。) (単位 件)

調定	証紙	帳簿整理	収納	その他	計
0	0	4	3	2	9

(イ) 支出 (単位 件)

予算執行	職員手当	旅費	賃金報酬	その他	計
1	1	2	0	0	4

(ウ) 契約(工事を含む。) (単位 件)

履行確認	契約締結	仕様書	予定価格	契約額	その他	計
0	0	0	1	0	1	2

(エ) 物品・財産 (単位 件)

帳簿整理	財産管理	物品管理	契約	その他	計
0	0	3	0	0	3

(オ) その他 (単位 件)

団体検査等	監査資料 記載誤り	その他	計
0	0	1	1

3 検討指示事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	物品・財産	その他	計
政策部・出納局	0	0	0	0	0	0
総務部	0	0	0	0	0	0
危機管理総局	0	0	0	0	0	0
環境森林部	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	0	0	0	0	0	0
商工労働部	0	0	0	0	0	0
交流推進部	0	0	0	0	0	0
農政水産部	0	0	0	0	0	0
土木部	0	0	0	0	0	0
各種委員会・議会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	0	0	0	1
公安委員会	0	1	0	0	0	1
公営企業	病院局	0	0	0	0	0
	下水道	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0	2

4 指導注意事項の具体的内容(19件)

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
<p>政策部・出納局</p> <p>支出</p> <p>物品・財産</p>	<p>ア 前年度指導していたにもかかわらず、県外旅費について、誤って往復割引の片道を適用したため、支給額が不足しているものがあった。(県立ミュージアム)</p> <p>ア 備品である片そで机について、現物確認をしないまま消耗品に分類換え手続きを行っていた。(県立ミュージアム)</p>	<p>ア 不足額を旅費申請者へ直ちに支給するとともに、旅費システムへの入力の際には初期設定で往復割引が適用されていることに留意するよう職員へ周知した。今後は、旅費システムへの入力内容の確認をこれまで以上に徹底して行う。</p> <p>ア 現物確認の上、備品の払出し登録及び出納員への返納登録を取り消し、備品シールを再貼付した。今後は、確認を徹底し、適正な物品管理に努める。</p>
<p>総務部</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>
<p>危機管理総局</p> <p>支出</p> <p>契約</p>	<p>ア 単価契約している物品等の購入について、事前に数量購入伺等により支出負担行為担当者の決裁を受けていなかった。(消防学校)</p> <p>イ 消防学校救助訓練棟A塔外壁登はん訓練用目盛改修工事について、工事検査結果通知及び工事目的物の引渡しに係る手続きがされていなかった。(消防学校)</p>	<p>ア 直ちに数量購入伺を作成した。今後は、適正な事務処理を確実にを行う。</p> <p>イ 直ちに工事検査結果を通知し、工事目的物の引渡しに係る手続きを行った。今後は、建設工事執行規則や関係通知に基づく適正な事務処理を徹底する。</p>
<p>環境森林部</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>
<p>健康福祉部</p> <p>収入</p>	<p>ア 代替証券の収納について、納付書による払出しが遅延した上、証券受払簿に払出年月日を誤って登記されているにもかかわらず、検印を押印していたものが1件あった。(薬務感染症対策課)</p> <p>イ 代替証券の収納について、納付書による払出しが遅延した上、証券受払簿に受払の都度、登記されていなかったにもかかわらず、検印を押印していたものが1件あった。(生活衛生課)</p>	<p>ア 証券受払簿の払出年月日については、直ちに修正した。今後は、代替証券の収納後、速やかに払出しをするとともに、検印時の確認を徹底する。</p> <p>イ 払出しの遅延については、情報共有を徹底し、再発防止に努める。証券受払簿については、受払の都度記載するよう、職員に再度周知するとともに、検印時にも十分確認を行い、適切な代替証券の収納に努める。</p>

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
収入 物品・財産 その他	ウ 現金領収書について、金額を訂正したものが1件あった。(保健医療大学) ア 前年度指導していたにもかかわらず、消耗品出納簿について、月計及び累計が記載されていないものがあった。(東讚保健福祉事務所) ア 再任用職員(週31時間勤務)2名について、出勤簿を作成していなかった。(子ども女性相談センター(西部子ども相談センター))	ウ 現金領収書について、金額を間違った場合は訂正せず書き損じとし、作成し直すよう事務処理を徹底する。 ア 直ちに、最後に出納があった月の月計と累計を記載した。今後は、毎月末に現品と出納簿の突合を行い、月計及び累計の記載を徹底する。 ア 直ちに未作成分の出勤簿を作成した。今後は、職員の出張、休暇、欠勤等の出勤簿管理を徹底するとともに、複数人による確認を行う。
商工労働部 収入	ア 現金で納付された生産物売却代金について、遅滞なく指定金融機関に払い込まれていたが、現金受払簿への登記が漏れているものが1件あった。(高等技術学校)	ア 直ちに現金受払簿に登記した。今後は、受払簿への所属長検印時の領収書との照合確認を徹底する。
交流推進部	該当なし	該当なし
農政水産部 支出	ア 航空機を利用した県外出張の旅費精算報告において、旅客運賃の領収書を紛失したものがあった。また、支給額を誤っているものがあった。(水産課(海区漁業調整委員会事務局))	ア 支給額を誤っていた旅費について、直ちに再計算を行い、令和4年9月に追給を行った。今後は、旅費精算時に入力内容と領収書の確認をこれまで以上に徹底して行うとともに、領収書の保管管理について、再発防止に努めるよう職員に周知徹底を行った。
土木部 契約	ア 詫間港フォークリフト修繕業務について、予定価格が50万円を超えていたにもかかわらず、書面による予定価格を作成しておらず、施行何も作成していなかった。(西讚土木事務所)	ア 今後は、会計規則や出納事務の手引き、契約事務マニュアルなどを十分に確認し、適切な執行に努める。
各種委員会・議会	該当なし	該当なし

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
教育委員会 支出 収入 財産	<p>ア 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる過大支給があった。(保健体育課)</p> <p>ア 現金受払簿について、領収書と現金との照合ができていないものがあった。(香川中部養護学校)</p> <p>イ 代替証券を受領したにもかかわらず、証券受払簿に登録していないものがあった。(生涯学習・文化財課)</p> <p>ア パソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあった。(教委総務課)</p>	<p>ア 直ちに戻入手続きを行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>ア 直ちに現金受払簿の訂正を行った。今後は領収書と現金との照合を徹底する。</p> <p>イ 直ちに証券受払簿への登記を行った。今後は適正な事務処理に努める。</p> <p>ア 今後は適正な事務処理に努める。</p>
公安委員会	該当なし	該当なし
病院局	<p>収入</p> <p>ア 超音波診断装置の売却について、予定価格を設定していなかった。また、代金を収納する前に、当該装置を売却先に引き渡し、物品受領書も徴収していなかった。(中央病院)</p> <p>イ 現金領収書について、前もって企業出納員の印が押されていた。また、一連番号が記載されておらず、年度終了時の収支命令者の確認ができていなかった。(中央病院)</p> <p>ウ 医療費以外の現金収入について、現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、収納伝票により「現金」を計上する必要があるにもかかわらず、計上できていなかった。(中央病院)</p>	<p>ア 不用品の売却について、改めて手続きを確認し、職員に周知した。今後、同様の事案があった場合には適正な事務処理を確実に行う。</p> <p>イ 現金領収書について、一連番号を記載し、現金を収納した企業出納員又は現金取扱員が、収納の都度、押印するよう徹底する。また、年度終了時に収支命令者による領収書綴の確認を確実にを行う。</p> <p>ウ 現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、現金を収納した日付で収納伝票により「現金」を計上するよう徹底する。</p>
下水道	該当なし	該当なし

5 検討指示事項の具体的内容(2件)

部局別・内容別	検討指示事項	措置の状況
政策部・出納局	該当事項なし	該当事項なし
総務部	該当事項なし	該当事項なし
危機管理総局	該当事項なし	該当事項なし
環境森林部	該当事項なし	該当事項なし
健康福祉部	該当事項なし	該当事項なし
商工労働部	該当事項なし	該当事項なし
交流推進部	該当事項なし	該当事項なし
農政水産部	該当事項なし	該当事項なし
土木部	該当事項なし	該当事項なし
各種委員会・議会	該当事項なし	該当事項なし
教育委員会 収入	高等学校等奨学金について、収入未済額の増加が続いていることから、その改善に向けた対策を検討されたい。(高校教育課)	高等学校等奨学金の未収金対策として、現在、大学生奨学金事業所管課など関係課とともに、口座振替を導入するための検討を行っているところである。 引き続き、貸付時に生徒本人に制度について説明を行うことを徹底するとともに、貸付状況と長期滞納事例について現状分析を行い、必要に応じた対策を検討する。
公安委員会 旅費	赴任旅費の構成要素である旧在勤公署から新在勤公署への移動旅費について、これまでの経緯を調査の上、関係部局と協議して、支給する赴任旅費の内容を検討されたい。(会計課)	これまでの経緯を踏まえ、関係部局とも協議の上、新たに「赴任旅費事務処理要領」を定め、移動旅費を支給することとした。 なお、同要領制定日以降の赴任に係るものから、これに基づいた事務処理を行っているところである。
病院局	該当事項なし	該当事項なし
下水道	該当事項なし	該当事項なし

II 財政援助団体等の監査

1 財政援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定により必要に応じて監査を実施することができる財政援助団体等については、所管部局の定期監査時に、当該団体等に対する所管部局の検査が適切に行われているか否かを確認するほか、適宜、監査の対象とするものを抽出して、監査を実施することとしている。

2 監査方針

監査の対象となるものが極めて多数に上るため、監査を実施する財政援助団体等は一定の基準を定めて抽出し、また、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を重点的に監査することとしている。

3 令和3年度実施の監査（令和2年度対象）

(1) 監査実施団体（18団体）

No.	団 体 名	種 別
1	(公財) 吉野川水源地域対策基金	出資
2	かがわ県民情報サービス(株)	指定管理
3	(公財) 香川県国際交流協会	出資 指定管理
4	(公社) 香川県私学退職金社団	補助
5	(公財) かがわ水と緑の財団	出資 指定管理
6	(公財) かがわ健康福祉機構	出資 補助 指定管理
7	(公財) 香川県身体障害者団体連合会	出資
8	(公財) 香川いのちのリレー財団	出資
9	(公財) 香川県食鳥衛生検査センター	出資
10	(公財) 香川県生活衛生営業指導センター	出資 補助
11	(公財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	出資 指定管理
12	(公財) 明治百年記念香川県青少年基金	出資
13	香川県中小企業団体中央会	補助
14	(公財) 高松観光コンベンション・ビューロー	出資
15	(公財) 香川県下水道公社	出資
16	香川県造園事業協同組合	指定管理
17	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ	指定管理
18	(公財) 香川県暴力追放運動推進センター	出資

(2) 監査の結果と措置の状況

令和3年度に実施した財政援助団体等の監査の監査結果及びこれに基づき講じた措置について知事から報告があった。

(1) 監査対象団体に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
公益財団法人かがわ健康福祉機構	指導注意事項	令和2年度に整備した映像等同時配信システムについて、固定資産にも備品にも計上していないため、財務規程どおり適正に処理する必要がある。	令和4年1月13日付けで「消耗什器・備品台帳」に記載した。
	検討指示事項	仕訳伝票について、財務規程で発行するよう規定されているが発行されていないため、今後、会計処理の取扱いを検討する必要がある。	会計処理の迅速性・正確性を図るため会計処理システムを導入しており、電磁的記録をもって仕訳伝票とすることができるよう、財務規程を令和4年3月24日付けで改正し、同年4月1日施行した。
		正規職員（1名）について、給料は県職員に準じているが、退職手当は全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程に準じて定められており、整合性が取れていないとも考えられるので、適切なものとなるよう、関係する規程について検討する必要がある。	給料と退職手当の支給に関する規程が適正なものとなるよう、速やかに県と協議するとともに、他団体等の状況を調査し、令和4年度中には関係規程の改正を検討する。
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	指導注意事項	香川・高松ツーリストインフォメーション運營業務委託契約について、理事は、利益相反行為に当たる取引であるにもかかわらず、理事会の承認を得ていない。	令和3年度香川・高松ツーリストインフォメーション運營業務委託契約について、令和4年5月24日に開催した理事会において報告した。 今後、利益相反行為に当たる取引について、理事会の承認を受けることを徹底する。
公益財団法人香川県下水道公社	指導注意事項	水質管理業務従事者について、業務委託等の契約を適切に行う必要がある。	今後、水質管理業務については、書面により委託することとした。

(2) 県商工労働部に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
香川県中小企業団体中央会	指導注意事項	中小企業連携組織対策事業費補助金について、再雇用職員の期末手当及び勤勉手当の交付基準額が誤っていたので、適切な措置を講ずる必要がある。	再雇用職員の期末手当及び勤勉手当の交付基準額を訂正し団体に通知するとともに、過大交付分について令和4年1月28日に返還を受けた。

Ⅲ 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度中に 3 件の住民監査請求があった。

2 件は請求を受理し、監査を実施した結果、1 件は請求に理由がないものとして棄却（一部却下）し、1 件は請求に理由がないものとして棄却して知事に報告するとともに、これを公表した。

その他の請求 1 件については、請求の要件を欠いているものとして却下した。

個別外部監査契約に基づく監査はなかった。

住民監査請求に基づく監査の状況（令和 3 年度）

No.	請求内容	却下	棄却	勧告	取下
1	令和元年度政務活動費の返還を怠る事実について （令和 3 年 6 月 28 日付け）	△ 一部 却下	○		
2	裁判に係る着手金の支払い等について （令和 3 年 8 月 5 日付け）		○		
3	公益財団法人香川県農地機構について （令和 3 年 8 月 24 日付け）	○			
計 3 件		1 件	2 件	—	—

棄却（一部却下）した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No. 1 令和元年度政務活動費の返還を怠る事実について
<p>1 請求人からの請求の内容（要旨）</p> <p>香川県知事が令和元年度に香川県議会の各議員に交付した政務活動費のうち、次の違法・不当な支出の返還を請求することを怠る行為は違法なので、当該支出金額について各議員に対して香川県に返還するよう請求することを求める。</p> <p>ア 高松地裁判決が違法と認定した支出と同様の「意見交換会費」。公職選挙法で禁止された寄付行為に該当する可能性のあるもの、個人の立場で加入している団体の会費、年会費を含む。</p> <p>イ 用途がブラックボックス化しており、具体的な支出内容がまったく分からない会派への支出</p> <p>ウ 詳しい視察・調査・陳情要請内容の不明な旅費および研修会参加費</p> <p>エ 按分されていない自家用車利用経費等</p> <p>オ 支出先が黒塗りで勤務実態や親族等への支出でないかが不明な人件費</p> <p>カ 政党活動、後援会活動等での使用との区別が曖昧なもの</p> <p>キ 自家用自動車のリース料、その他、政務活動との関連がないもの</p> <p>（ア）事務所費</p> <p>（イ）自家用自動車のリース料</p>

- (ウ) 書籍購入費
- (エ) 年賀はがき購入費
- (オ) 県政報告会会場費及び県政報告等作成費
- (カ) 本人が代表取締役を務める会社に支払った名刺代

2 監査の結果及び監査委員の判断（要旨）

意見交換会会費の7件（A4議員1件、A13議員1件、A24議員3件、A30議員2件）、人件費の1件（A41議員1件）、広報費の4件（A7議員1件、A41議員3件）、書籍購入費の6件（A4議員4件、A41議員2件）、年賀はがき購入費の3件（A41議員3件）は、政務活動費を充てた支出から除かれたため却下し、その余の請求に関する部分は、請求に理由がないものと認め、棄却する。

(1) 個々の監査対象についての判断

ア 意見交換会会費

政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法、充当可能な経費の範囲については、地方公共団体の裁量に委ねられており、本県では、政務活動費交付条例を制定し、その具体的な運用については、政務活動費マニュアルを作成している。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は地方公共団体間で取扱いが異なることもあり、本県の政務活動費マニュアルにおいては、会費が明確に設定されていない会合等に政務活動費を充当できないとはされておらず、本件支出については、全て、条例で定める手続は適正に行われており、違法又は不当な支出であるとはいえない。

請求人は、違法又は不当な支出があったことを推認させるだけの一般的、外形的な事実の存在を具体的に主張したとはいえず、また、広範多岐にわたる議員活動の中でなされる意見交換の内容の報告を全議員が全て行うことは困難であり、法令等にもそのような定めはない。したがって、請求人の主張は違法性又は不当性について具体性を欠いていることから、認めることはできない。

また、住民監査請求は、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為が対象であり、監査委員は、公職選挙法に違反するかどうかの点まで判断をすることはできない。

イ 会派共同政務活動費

政務活動費は、執行機関に対する監視の機能を果たすための活動に充てられることも多いと考えられるため、その適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、執行機関等からの干渉を防止する観点から、政務活動費交付条例では、政務活動費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員が、政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入って用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。

会派共同政務活動費の支出は、政務活動費交付条例で定める手続を経ており、請求人においては、政務活動費に係る個別具体的な支出が用途基準に適合しないことを明示しておらず、用途制限違反が明らかにかがわれるとまではいえないことから、違法又は不当であるとまではいえない。

ウ 議員17名の交通費、宿泊費及び研修会参加費

請求人は、詳しい視察や調査内容の説明がないことから、適法な政務活動費の支出とは認められないと主張するが、政務活動費交付条例等においては、詳細な視察や調査の内容を報告することまでは求められておらず、また、本件視察等について、資料の提出及び説明を求め調査を行ったところ、議員が行う調査研究や研修や要請又は陳情の活動に該当するものであることから、当該視察等に係る交通費及び宿泊費については、違法又は不当な

支出であるとまではいえない。

エ 議員 16 名の燃料費

議員全員から月毎の走行台帳が提出され、当該走行台帳には、使用日、行先、走行距離、燃料費等が記載されていることが確認された。

請求人は、走行台帳が公開されておらず、目的や行先が不明である以上、2 分の 1 は政務活動費として認められない旨を主張するが、条例等で走行台帳の公開は規定されておらず、また、各議員は、政務活動費マニュアルに沿って走行台帳に走行距離を記載しており、その積算金額も支払証明書の金額と一致することから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

オ 議員 33 名の人件費

(ア) 政務活動補助職員の人件費

a 人件費の支出先（被雇用者）

当該議員全員が、政務活動補助職員との間で雇用契約を締結しており、A18 議員を除く 32 名の議員については、雇用契約書に記載されている被雇用者と領収書における領収者の名前が一致していることが確認された。なお、A18 議員については、人材派遣会社を利用して、職員が派遣されたことが確認された。また、議長からは、各議員から収支報告書の提出があった際に、生計を一にする親族は雇用していないことを確認している旨の説明があったので、使途基準に沿ったものといえる。

b 政務活動費での負担割合を 2 分の 1 以内としている議員の支出

25 名の議員に係る人件費については、政務活動費での負担割合を 2 分の 1 としている。政務活動費マニュアルによると、「実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を 2 分の 1 以内とする。」と明記されており、この場合、その実績を証明することまでは求めているので、違法又は不当な支出であるとはいえない。

c 政務活動費での負担割合を 2 分の 1 超としている議員の支出

7 名の議員に係る人件費については、全額に政務活動費を充当し、A3 議員に係る 1 名分の人件費については同負担割合を 10 分の 8 にしている。また、A1 議員及び A11 議員は、1 名分の人件費について按分した上、それぞれ政務活動費を 2 分の 1 ずつ充当している。ただし、4 月分の人件費については、A1 議員の議員活動は 5 月からなので、A11 議員がその全額を政務活動費で充当している。

A1 議員及び A11 議員については、政務活動に従事した実績に基づいて算定した給与を支払っているとの説明があり、このことは人件費の支出整理簿で確認できた。また、A1 議員及び A11 議員以外で全額を充当している 7 名の議員については、雇用契約書において業務内容として政務活動の補助事務である旨を記載しており、議長からは、収支報告書提出時にも政務活動以外の事務に携わっていないことを確認したとの説明があった。さらに、A3 議員は、政務活動補助事務のみとして雇用しているが、政務活動以外の業務に突発的に従事することも想定されるので、その割合を除いた率としている旨の説明があり、提出された両議員の雇用契約書の写しには、業務内容として政務活動の補助事務以外のものは記載されていないことを確認した。

政務活動費の充当率の判断については、政務活動との関連性を最も熟知している議員の裁量を尊重すべきであることに鑑みると、各議員の雇用契約において、業務内容を政務活動に係る事務とすることが契約書に明記されている以上、明らかに使途基準に違反しているとはいえず、当該議員に係る人件費については、違法又は不当な支出とまではいえない。

(イ) 人件費に係る領収書の黒塗りの可否

情報公開の範囲と個別の政務活動費の支出に関する違法又は不当の判断とは別個の問題であって、情報をどこまで公開するかについては、監査委員が判断する事項ではない。

カ 議員 26 名の広報費

当該議員の広報誌等の提出を求め、その内容を確認したところ、政務活動費マニュアルで示されている「県政に関する政策等」とはいえないものであるとまで断定できるものは認められなかった。また、請求人が按分により支出すべきであると主張する顔写真やプロフィール、大書した名前の掲載については、すべての広報誌等において、大なり小なり見受けられたが、議員が広報誌等により議会活動や県政に関する施策等について広報活動を行う場合に、当該広報活動の主体又は責任の所在を明らかにするため、相当な範囲で議員の氏名や顔写真等を掲載することは許されるものと解されるどころ、これらが掲載されていることのみをもって、その部分は政党活動、後援会活動、宣伝活動に該当するという請求人の主張は採用できない。

したがって、政務活動費を全額又は一部充当していることについて、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

キ 議員 6 名の事務所費

(ア) A8 議員の事務所（電気料金）

事務所は 2 か所あり、従量電灯 A の顧客番号は坂出市富士見町の自宅兼事務所のものであり、従量電灯 B 及び低圧電力の顧客番号は坂出市京町の事務所のものであり、どちらも政務活動費を 2 分の 1 充当している。政務活動費マニュアルによると、住居を兼ねた建物を政務活動のための事務所としている場合、その事務所に係る光熱費(上下道料金は除く)は支出できるとなっていること、また、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を 2 分の 1 以内とするとされており、一方で、複数の事務所を設けることについて制限してはならないことから、同議員が複数の顧客番号の電気料金を支払っていることは、違法又は不当な支出であるといえない。

(イ) A12 議員の事務所費

1 階部分は後援会と管理会社で併用しており 3 分の 1 を政務活動費で充て、3 階の 1 部屋は後援会と併用しており 2 分の 1 を政務活動費で充てていると説明があった。このことについては、光熱水費に関する契約書において明記されており、また、建物賃貸借契約書において、政務活動費を充当している部分の使用目的は、県議会議員としての政策事務所としてのみ使用し、その他の目的には一切使用してはならないと明記されており、あらかじめ政務活動を目的として使用する部分とそれ以外の部分に明確に区分して契約し、その結果、全体としては 2 分の 1 以内の充当となっていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

(ウ) A24 議員の事務所費

地元である土庄町にも事務所があり、政務活動に使用する事務所は高松市に所在している。選挙区から離れた同事務所において政治活動や後援会活動が行われているとは考えにくいと、同事務所が専ら政務活動を行うためのものであるという説明は一定の合理性があることから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

(エ) A25 議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、支払先は親族が経営する会社であるが、政務活動費マニュアルにおいて、親族が経営する会社が所有する不動産の賃借料に政務活動費を充当できないとはされていない。賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて上限の定めはなく、賃貸人と賃借人の双方

が合意して契約を締結していることから、適正でないとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものではない。

(オ) A27 議員の事務所費

当該事務所には政務活動補助職員が配置されており、使用実態はあると考えられ、賃借料については、政務活動費マニュアルにおいて上限の定めはなく、貸借人と借借人の双方が合意して契約を締結していることから、適正でないとはいえない。また、賃借料に係る領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、当該賃借料の支出が違法又は不当なものではない。

(カ) A37 議員の事務所費

当該事務所は、政務活動を行うために賃借したものであり、実態として政務活動用務のために使用していることから全額を計上していると説明しており、事務所の賃貸借契約書においても、使用目的として政務活動に係る事務所として使用するものとすると明記されている。また、自宅を後援会事務所としていることから、政務活動費を充当している事務所が専ら政務活動に使用する事務所であるという説明は一定の合理性がある。以上のことから、事務所賃借料の全額について政務活動費を充当していることは、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

ク 議員 21 名の自動車リース料

7名の議員が契約書等の条文に契約期間終了後、自動車を返還するとされていることになっていた。また、1名の議員がクローズドエンド契約（契約満了に伴いリース会社が自動車を引揚げるもの）となっていた。残る13名の議員は、文書での返還に関する規定等は確認することができなかったが、議長を通じて再確認したところ、契約期間満了後に自動車は返還する旨の説明があった。こうしたことから、リース料の支出対象となっている自動車は、所有権移転しないものであり、政務活動費マニュアルに違反していないと考えられることから、当該リース料の支出は違法又は不当なものではない。

ケ 議員 3 名の書籍購入費

議員には広範にわたる問題への対応が要求され、その活動は多岐にわたり、その一環としての議員活動をする上で、どのような図書や資料を必要とするかの判断については、個々の議員の自主的判断に委ねられ、調査研究活動としての必要性や県政との関連性を明らかに欠く場合を除き、広範な裁量が認められているものと解される。

これらの書籍は、一概に議員の調査研究活動と無関係であるとまではいえず、調査研究活動の手段、方法及び内容の選択に関する議員の広範な裁量にも鑑みると、議員の合理的な裁量の範囲を逸脱しているとは認められず、違法又は不当な支出であるとまではいえない。

コ はがきの購入費

過去の判決を参考にし、現物の記載内容を確認の上、本件支出の適否を判断した。

A38 議員の購入したはがきは、年賀はがきで、題名は「A38 ニュース」となっており、内容は議会活動の報告といえることから、使途基準に反する違法又は不当な支出であるとまではいえない。

サ 県政報告会に係る会場費及び広報費

議長によると、政務活動費マニュアルには、対象を費用発生時の年度に限るような記載はなく、一方で、明文の規定はないものの、領収書の添付を求めていることから、従来から、政務活動等の時期に関わらず、支払い完了日（領収書で確認できる日）が属する年度を対象として取り扱ってきたとの説明があった。

議員の領収書を調査したところ、いずれも、令和元年度に支払いを完了したことが確認できた。したがって、前年度に発生した費用を、令和元年度に支出したことは、これまでの県議会の政務活動費の取扱いに違反したのではなく、不適切な支出であるとまではいえない。

シ 名刺代

A34 議員の名刺の現物を確認したところ、用途基準に違反している内容は認められず、金額が著しく高額であるなど不当な取引である要素も見当たらず、また、政務活動費マニュアルには名刺などの物品の購入先を制限する規定もない。名刺は、政務活動に限らず、通常の議員活動にも使用されることが推認されるが、政務活動費マニュアルには、事務費について、実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とすることが記載されており、当該名刺代の領収書をみると、2分の1に按分して政務活動費が充当されていることから、違法又は不当な支出であるとはいえない。

3 議会に対する要望（要旨）

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性、自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、現在の社会通念を踏まえながら、その用途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組むことが求められる。

全国的に、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされていることに鑑みても、これまで以上に、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の用途の適正な運用と透明性の確保に努める必要がある。

政務活動費について、平成27年度から今回含め、これまで7回の住民監査請求があり、うち1件は住民訴訟に至り、現在も高等裁判所で係争中である。このような中、過去6回の監査結果において、議会に対し、政務活動費のより適切な支出に向けた要望を述べたところであるが、これまでのところ改善が進んでいないとはいえず、今回においても監査中に複数の議員から収支報告書等修正届が提出されたことは、誠に遺憾である。このため、改めて次のとおり強く要望するとともに、可能なものから迅速に対応されるよう期待するものである。

- (1) 政務活動費マニュアルの精緻化
- (2) 会派等からの収支報告の検討
- (3) 的確な審査、適正な運用
- (4) さらなる透明性の確保と効率的・効果的な支出

棄却した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No.2 裁判に係る着手金の支払い等について

1 請求人からの請求の内容（要旨）

○次の点から、3名の弁護士への本件着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・乱用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

- (1) 本件訴訟の原告2名の国家賠償法に基づく請求額は、原告1名について80万円であり、原告2名の請求額を合計すると160万円である。本県着手金は、3名合計で161万7000円であり、差額1万7千円分は税金の無駄な支出である。
- (2) 日弁連報酬基準及び梶浦・鈴木・宮崎各弁護士の報酬基準によると、弁護士報酬の額は、「事件の経済的利益の額が300万円以下の場合8%」であり、160万円×8%=12万8000円が香川県から訴訟委任を受ける弁護士の報酬額である。
- (3) 本件訴訟をあえて「経済的利益の額を算定することができない案件」として、より多額の本県着手金の支出となる計算を行った点。
- (4) 本件訴訟において原告2名が訴訟委任した弁護士は1人だけである。香川県は3名もの

弁護士に訴訟委任をする必要性はなかった。

(5) 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例（以下「本件条例」という。）については、憲法に違反しているとの内容の、香川県弁護士会長の声明が出された。香川県は、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、本件着手金の支出を行った。

(6) 本件条例については、科学的根拠がないとの内容が指摘された。香川県は、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、本件着手金の支出を行った。

(7) 本件条例については、目的と手段との間に実質的関連性がないことを示す内容が指摘されている。香川県は、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、本件着手金の支出を行った。

(8) 本件条例については、パブリック・コメントに不正があったとの内容の指摘がされた。香川県は、本件条例の内容を再検討したり、廃止や改正を検討したりすることなく、本件着手金の支出を行った。

(9) 本件条例はガイドラインで規定すれば十分な内容である。香川県は、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討することなく、本件着手金の支出を行った。

(10) 3名の弁護士に本件着手金を支払った時期が、コロナ禍で香川県民が苦しい経済生活を送っていた中であることを考慮すると、香川県の裁量を逸脱・乱用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

○報酬金を支払う合意をしたことも、香川県の裁量を逸脱・乱用するものであり違法かつ不当であることは明白である。

2 監査委員の判断（要旨）

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

請求人の主張の内容は、「着手金の支払額」、「3名の弁護士への訴訟委任」、「本件条例の再検討や廃止、改正を検討したり、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討せずに着手金を支払ったこと」及び「着手金の支払時期」の4項目に大きく区分できることから、それらについて、子ども政策課に対する調査結果や説明も踏まえて、順次、検討・判断する。

(1) 着手金の支払額について

子ども政策課からは、本件訴訟は憲法訴訟である点、パブリック・コメントの問題、香川県弁護士会会長声明の件、ゲーム依存症の疾病該当性の件など、争点が多岐に渡ることから困難さが相当程度想定されたこと、また、条例の有効性によって香川県に及ぼす影響が多大人であること、加えて、本件が一定の社会的な関心を集めている事件であることを踏まえれば、訴訟の結果得る有形無形の利益等は極めて大きいと考えられることから、これに見合う額まで増額することが相当であると判断されること、さらに、本件において県が受ける経済的利益については、有形無形の利益をも含むと解されることから、上記「見合う額」を具体的に算定することが困難と考えられるため、経済的利益の額を算定不能としたとの説明があった。

実際、本件訴訟委任契約に係る行政文書の起案理由において、弁護士報酬については、各弁護士と協議のうえ、経済的利益の額を算定できない案件として、800万円を基準として算定するとの記載があることから、本件訴訟が経済的利益の額を算定できない案件に該当するかどうか問題となる。

本件訴訟は、確かに国家賠償請求訴訟であるが、本件条例により基本的人権が侵害されたことが訴訟の理由となっていることを前提にすれば、子ども政策課の説明のように、本件訴訟に勝訴することによって本件条例の有効性が確保されること、また、それによる香川県に及ぼす影響が多大人なものであること、さらに、本件が一定の社会的な関心を集めている事件であることも踏まえれば、勝訴により、県が得る有形無形の利益等は極めて大きいとの主張は、妥当なものであると判断される。

そのため、請求人が主張する 160 万円をもとに算出された額では、本件紛争の実態等に見合わず、これに見合う額まで増額することが相当であるところ、本件において県が受ける経済的利益については、有形無形の利益をも含むと解され、上記「見合う額」を具体的に算定することが困難と考えられるため、経済的利益が算定不能な場合としたものであるとの説明には、合理性があると判断される。

(2) 3名の弁護士に訴訟委任したことについて

子ども政策課からは、原告らは、①香川県ネット・ゲーム依存症対策条例が憲法等に違反し、基本的人権を侵害するものであるという点のみならず、②条例素案についてのパブリック・コメントの問題、③条例についての香川県弁護士会会長声明とそれに対する香川県議会の見解、④ゲーム依存症の疾病該当性、⑤その他、種々の憲法論・法律論についても主張をしており、争点が多岐に渡っているため、行政法に加え、医療論や憲法論などの専門性の高い分野・見地から事務分担を行うことが必要と考えられたことから、それらの分野に造詣の深い弁護士複数人で対応することとした旨の説明があった。

請求人の主張によれば、本件訴訟において香川県が3名の弁護士に訴訟委任をする必要性はないとしている主な理由は、原告が訴訟委任した弁護士が1名だけであること、また、本件訴訟の期日に、弁護士に加え、県職員も毎回複数名が出席していることの2点であると解される。

そもそも訴訟において、訴訟代理人をどのように選任し、委任するのかについては、その当事者が、必要性に応じて自由に決定すべきもので、広い裁量が認められるものと考えられる。また、原告又は被告の一方の代理人の数により他方の代理人の数が制限されるような特段の定めはなく、これらは県が当事者となる訴訟においても同様である。

このようなことから、本件訴訟において、香川県が3名の弁護士に訴訟委任したことについて、訴訟の争点が多岐に渡っているため、行政法に加え、医療論や憲法論などの専門性の高い分野・見地から事務分担を行うことが必要と考えたとの子ども政策課の説明は、訴訟上の必要性を理由としたものであり、妥当なものであると判断される。

(3) 本件条例の再検討や廃止、改正を検討したり、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討せずに、着手金を支払ったことについて

子ども政策課からは、第1に、請求人の主張が正しいことが前提となっているが、これがそもそも誤りであり、香川県の主張が正しいことを主張し原告の主張に反論するためにも、香川県としても弁護士に委任して、本件訴訟に応訴する必要があること、第2に、およそ被告には、応訴する義務があるところであり、弁護士に委任せず請求人の指摘するような対応をする義務が香川県にないことはもちろん、弁護士に委任することが香川県に認められる広汎な行政裁量の範囲内のものであることは明らかであること、第3に、訴訟提起後に、本件条例の廃止、改正等の検討を行ったとしても、既に発生したと主張している損害が回復するようなことは想定できず、条例の改廃等の検討の有無は、直接訴訟に影響することはなく、本件着手金の支払にも関係しないと考えられるとの説明があった。

請求人は、本件条例の再検討や廃止、改正を検討したり、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討せずに、着手金を支払ったことが、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることは明白であると主張しているが、本件条例の改廃等の検討の有無とそれが着手金の支払にどのように関連するのかという関係性には何らの主張をしていない。

それに対して、子ども政策課からは、そもそも、本件訴訟は、本件条例についての争いであり、被告である県には、条例の改廃等の検討の有無にかかわらず、応訴する義務があり、そのために弁護士に委任する必要があるとの説明があり、この考えは一般的に是認できるものである。また、訴訟提起後に、本件条例の廃止、改正等の検討を行ったとしても、既に発

生したと主張している損害が回復するようなことは想定できないことから、条例の改廃等の検討の有無は、本件着手金の支払にも関係しないと考えられるとの説明も妥当なものと判断できる。

したがって、香川県が本件条例の再検討や廃止、改正を検討したり、本件条例を廃止してガイドラインとすることを検討せずに、着手金を支払ったことについては、合理的な理由があると判断されることから、請求人の主張は認められない。

なお、請求人は、着手金の支払が、香川県の裁量を逸脱・濫用するものであり違法かつ不当であることについて、条例の改廃等の検討が必要である旨主張しているとも解されるが、住民監査請求は、知事等執行機関や職員による財務上の違法・不当な公金の支出行為等を予防するための制度であり、条例の再検討や廃止、改正、ガイドラインの作成等については、監査委員の判断するところではない。

(4) 3名の弁護士に着手金を支払った時期について

子ども政策課からは、本件訴訟において、香川県は受け身で対応する立場となっており、被告として応訴する義務があるから、本件訴訟と関係する着手金の支払時期について裁量を働かせる余地は少なく、もとより、弁護士に訴訟代理を委任した以上、着手金・報酬金を支払うことも当然の事理であるとの説明があった。

また、県の事務は極めて広範、多岐にわたるものであり、今回のコロナ禍においても、新型コロナウイルス感染症対策業務だけでなく、その対策に直接関係しないものも含めて、必要とされる事務事業を実施しなければならないことは明らかであるとの説明もあった。

3名の弁護士に着手金を支払った時期は、令和3年1月であり、新型コロナウイルス感染症による影響が県内でも生じていた時期には該当する。

しかしながら、子ども政策課の説明にもあるように、本件訴訟において、香川県は、被告として応訴する義務があり、本件訴訟と関係する着手金の支払時期について裁量を働かせる余地は少ないとの考えは、妥当なものと判断される。また、現状においても、香川県としては、新型コロナウイルス感染症対策業務だけでなく、その対策に直接関係しないものも含めて、必要とされる事務事業を実施しなければならないことを考えれば、本件着手金を支払った時期が、コロナ禍で香川県民が苦しい経済生活を送っていた中であつたことをもって、香川県の裁量の逸脱・濫用であり、違法かつ不当であるとの請求人の主張は採用できない。

したがって、香川県が本件着手金を支払った時期については、合理的な理由があると判断されることから、請求人の主張は認められない。

(5) 報酬金

報酬金を支払う合意をしたことについて、上記(1)(2)(3)と同様の理由により、違法又は不当なものとはいえない。

却下した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No.3 公益財団法人香川県農地機構について

請求の内容(要旨)

公益財団法人香川県農地機構の業務内容が、適法性・経済性・有効性・効率性の全てにおいて収支報告の内容から不適正と考えると主張している。

IV 包括外部監査

1 包括外部監査制度の概要

地方自治法第252条の36第1項及び第252条の37第1項の規定により包括外部監査は、毎会計年度、知事（担当課：人事・行革課）と外部監査人との間で契約を締結し、財務監査の範疇で特定の事件（テーマ）について外部監査人が自ら選択し監査するものである。

2 令和3年度の状況

令和3年度包括外部監査については、山崎泰志外部監査人により「防災に係る事業に関する財務事務の執行について」をテーマに危機管理総局等に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

また、結果（指摘・意見）を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和4年10月に公表した。内容は次のとおりである。

【指摘事項】

番号	項目	内容
1	建設工事の 予定価格の 事前公表	建設工事の入札時の予定価格については、事前公表の必要性が検討されることなく全案件について事前公表されているが、香川県建設工事執行規則では、「特に必要があると認めるとき」に限って事前公表が認められる規定となっているため、適切にこれに準拠する必要がある。 具体的には、全案件について事前公表を行うと定めた運用上の通達の見直しや、予定価格の事前公表をする場合には事前公表が「特に必要」であることを十分に検討し、それを文書として明記しこれを適切に保管する、等の対応が考えられる。
	講じた措置 等	香川県建設工事執行規則を改正し、建設工事の予定価格は入札前に公表するものとし、特に必要があると認めるときは、入札前に公表しないことができることとした。（令和4年4月1日施行）
2	河川整備基 本方針の策 定	県が管理する河川81水系のうち54水系について、河川法で策定が義務付けられている河川整備基本方針等が策定されていない。河川整備を地域との連携を図りつつ長期的な視点で実施するために、また将来の災害発生等によって優先順位を繰り上げて事業化する事由が生じた際に迅速に整備に着手するためにも、河川整備基本方針を網羅的に策定する必要がある。 またそのためには、危険度や事業化見込等を勘案しながら策定の優先度を判断し、現段階での策定スケジュールをある程度決定しておくことも必要な対応と考えられる。
	講じた措置 等	河川整備基本方針策定に向け、各水系における河川や流域の基本事項（河川整備状況、市街化状況、地形等）、水害の発生状況、及びこれまでの計画検討状況を反映した、各水系の優先度の検討に着手した。
3	適正な工期 設定に基づ いた年度協	椋川ダム本体工事の年度協定は、令和元年度及び令和2年度のいずれにおいても当初協定で定めた工期内の完成が見込めないとして工期延長の変更協定を締結しているが、そもそも当初の年度協定で客観的に実施不可能

	定の締結	<p>な工期が設定されていたことを原因とする協定内容の変更であったと考えられる。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を適切に遵守するために、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期設定をした年度協定の締結ができる環境整備が必要である。</p> <p>具体的には、年度内では適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会において繰越明許費の議決を行った上で現実的に実施可能な工期を設定して年度協定を締結すること等を検討する必要がある。</p>
	講じた措置等	<p>公共工事は早期に事業効果を発現する必要があるため、基本的には年度内に完了させることを目指しているものである。</p> <p>一方、明らかに年度内では適正な工期が確保することができないものなどは、進捗状況等も勘案し必要に応じて、年度末の議会を待たずに、適切な時期の議会において繰越明許費の議決を経た上で、実現可能な工期を設定するよう努める。</p>
4	建設工事の予定価格の事前公表	建設工事の予定価格の事前公表については、前述の「5.1.7.1 建設工事の予定価格の事前公表」で指摘した内容と同様である。
	講じた措置等	「5.1.7.1 建設工事の予定価格の事前公表」と同じ。
5	入札・発注後の工事範囲の大幅な追加による契約変更	<p>先代池の耐震補強工事について、一般競争入札を経て締結した契約について事後的に大幅に工事範囲を追加し、契約金額も大幅に増額(当初契約: 99,000千円、契約変更後: 168,821千円)する変更契約を締結している。工事範囲を追加した箇所はそもそも別工事として2度入札を実施しており、いずれも応札者が出ず不調となっていて、工期の制約があったためやむなく既に落札・契約済みの隣接する請負工事に追加し、契約変更として処理したものである。法令・規則等に基づけば、本事案のような入札不調や緊急の必要による場合は契約変更ではなく厳格な運用ルールの下で随意契約の手続きをとる必要があった。</p> <p>契約変更は当初積算時に予見できない設計変更等に対応するためのものであり、工事範囲の追加・拡大等を契約変更で取扱うことは、本事案のようなやむを得ない場合だけでなく、本来入札にかけることで契約の透明性・競争性・公平性・経済性を確保する必要がある事案についても安易に契約変更で処理することを容認する風土を醸成しかねない。従って、設計変更や当初想定していなかった事態による変更以外の追加工事等を安易に契約変更とすべきではない。</p> <p>また、こうした事案について契約変更とすべきかどうかの判断を各担当部局及び担当課に委ねることは職員の負担が大きすぎると考えられ、変更工事として扱える範囲に関する判断指針を、県として内規等によってより具体的に明示することが必要である。</p>
	講じた措置等	令和4年3月に、農業土木工事の設計変更についての具体的な運用として、工事内容の変更等に係る見込み金額が請負代金額の一定割合を超える

		工事については、一体施工の必要性から分離発注できないものを除き、原則として別途契約とする取扱いを定め、関係所属に周知した。
6	委託業務を再委託する際の決裁書類の記載内容の不備	<p>業務委託をした発注先が再委託を行う際は、受注者は県に「設計業務等委任（請負）承諾願」を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載がない。再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において明記されているように、「設計業務等委任（請負）承諾願」に予定する再委託金額も記載する必要がある。</p> <p>なお、この点土木部長通知「土木設計業務等に係る委託業務の再委託について」（令和3年3月31日付2土監第75259号）において、令和3年3月31日以降は「再委託する業務の契約金額（予定）」を記載する様式としていると説明を受けている。</p>
	講じた措置等	令和3年度からは、土木部長通知「土木設計業務等に係る委託業務の再委託について」（令和3年3月31日付2土監第75259号）で定められた「再委託する業務の契約金額（予定）」を記載する様式を使用している。
7	適正な工期設定に基づいた入札及び契約締結	<p>令和2年度に執行された「令和元年度No.1 復旧治山事業」では、当初定めた工期内の完成が見込めないとして工期延長の変更契約を締結しているが、そもそも当初入札・契約で客観的に実施不可能な工期が設定されていたことを原因とする契約変更であったと考えられる。「5.7 香東川総合開発事業」の「5.7.7.1 適正な工期設定に基づいた年度協定の締結（指摘事項3）」の指摘と同様、国の法令及び指針を遵守するためにも、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期設定をした契約締結が可能となる環境整備が必要である。</p> <p>具体的には、年度内では適正な工期を確保することができないと見込まれる場合に、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会で繰越明許費の議決を行って適正な工期で契約締結が可能となるような方法等を検討することが考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>公共工事は早期に事業効果を発現するため、基本的には年度内に完了させることを目指しているものである。</p> <p>一方、明らかに年度内では適正な工期が確保することができないものなどは、進捗状況等も勘案し必要に応じて、年度末の議会を待たずに、適切な時期の議会において繰越明許費の議決を経た上で、実現可能な工期を設定するよう努める。</p>
8	補助金の交付決定に係る文書の記録及び保存	<p>鉄道災害復旧事業費補助金について、令和元年度に予算計上・交付決定された対象工事は最初から令和2年度実施予定となっており、令和2年度に予算計上・交付決定された対象工事は最初から令和3年度実施予定となっていて、これらはそれぞれ文書で明記されている。一方で、令和2年度実施予定の対象工事の交付決定を令和元年度に実施する必要性や、令和3年度実施予定の対象工事の交付決定を令和2年度に実施する必要性については文書等での記載がない。</p> <p>予算を前倒しで確保して安易にこれを繰り越すといった、会計年度独立の原則の例外として限定的に認められる繰越制度の濫用につながらないように、補助金交付決定年度と対象工事の実施年度が異なる場合は、その年度</p>

		<p>で交付決定を行う必要性について明確に文書として記録・保存する必要がある。</p> <p>なお、工事の事前準備に前年度から取り掛かる必要があったため予算計上・交付決定を前年度に行ったという県の説明には一定の合理性が認められるため、具体的にはこうした必要性を交付決定時の決裁文書において明確に記載すること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和4年度の補助事業から、交付決定時に当該予算が次年度に繰り越される可能性がある場合には、当該年度に交付決定を行う必要性について、起案理由として記録・保存するよう改善する。</p>
9	入札・発注後の委託内容の大幅な追加による契約変更	<p>「香川県高潮浸水想定区域検討業務委託」について、落札・発注後に別の成果物となる「津波浸水被害額の算定及び費用対効果」及び「五郷ダムにおける事前放流による治水効果」の業務を追加して契約内容の変更としているが、入札の公平性、機会の均等性、透明性及び低価格による契約といった競争入札制度の趣旨を逸脱しないためには、追加された2つの業務は契約の変更ではなく、新たに別の入札として取り扱う必要がある。</p> <p>また、契約変更を行う場合には、それが本当にやむを得ない変更であり、請負差金等を安易に流用した変更契約でないことについて十分に検討のうえ、その内容が記録、保存される必要がある。</p>
	講じた措置等	<p>令和4年度からは、入札・発注後に、同一内容の業務であっても、委託内容の大幅な追加となる場合には、別途発注について検討する。</p> <p>また、契約変更をする際は、当初契約で想定していない事象が生じた時点で、想定する額や変更対応の可否について所属内で変更協議書を作成しており、変更対応は真にやむを得ない理由による変更のみとする。</p>
10	備蓄物資に係る帳簿と現品の照合方法及び報告体制の整備	<p>台帳による備蓄物資の管理状況は概ね良好であるとの印象を受けているが、帳簿と現物を紐付けることで防災用備蓄物資をより適切・正確に管理し、災害発生時に有効に活用するためには、香川県会計規則に従って適切に帳簿と現品との照合・検査を実施する必要がある。</p> <p>具体的には、備蓄物資の在庫数量のカウント方法や品質・保管状況等の確認方法についてまとめた要領を整備することで、帳簿と現品の照合・検査の実施方法や証拠の残し方等をマニュアルとして明確にするとともに、保管場所毎の照合・検査の実施結果が網羅的に報告され、県の備蓄物資全体として帳簿と現品の一致が確認される体制とすること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>備蓄物資に係る現品と台帳との照合の実施者、照合を行う時期、その頻度、照合方法及び台帳の様式などを定めた「備蓄物資管理要領」を令和4年6月に策定した。今後は同要領に沿って照合・検査を実施した上で、その結果について、決裁を受けることとしている。</p>

【意見】

番号	項目	内容
1	重要業績指標の選定方法（「中小規模ため池の	<p>香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標の1つである「中小規模ため池の防災対策箇所数」とは、管理者不在となった防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する（水を抜く）等、ため池の貯水機能を廃止する対策を行った箇所数のことであるが、県</p>

	<p>防災対策箇所数」)</p>	<p>では水不足の状況もあってなるべく継続的なため池の維持管理を地元においてお願いすることで防災上危険なため池を作らないようにする取組みも行っており、必ずしも貯水機能を廃止する前述のような対策だけを進めている訳ではない。県による施策の方向性と一部で整合していない指標となっているため、施策の方向性と整合した、事業の進捗状況が可能な限り定量的に把握できるような指標への見直しを行い、併せて本対策の事業主体である市町とこれを共有することが望ましい。</p> <p>具体的には、防災上危険な中小ため池について、ため池を埋める又はため池の堤体を開削する数だけでなく、地元との協議によって継続して維持管理することが決まったため池数も含めた指標とすること等が考えられる。</p> <p>なお、令和3年10月8日に改定された香川県国土強靱化地域計画において本指標は見直され、重要業績指標ではなくなっている。ただし施策自体は継続して取り組まれているため、施策・事業の評価を行うための指標を何等かの形で設定することが望まれる。</p>
	<p>講じた措置等</p>	<p>ため池の廃止については、令和4年度に策定予定の老朽ため池整備促進計画（第12次5か年計画）で廃止ため池数を整備目標の1つとする予定である。</p> <p>また、管理放棄されたため池管理者に対しては、適正管理のための指導・助言を令和4年度は360箇所を目標として実施するほか、令和4年度の調査結果を踏まえて、令和5年度以降の実施箇所数を決定の上、ため池の保全管理等に関する協議・検討を行う「香川県ため池保全管理協議会」で、市町と情報を共有する。</p>
<p>2</p>	<p>重要業績指標の達成に向けた取り組み（「公的医療機関の耐震化率」)</p>	<p>香川県国土強靱化地域計画における重要業績指標の1つである「公的医療機関の耐震化率」は、県内の23ある公的医療機関の耐震化を令和2年度までに100%とすることを目標として設定している指標であるが、令和2年度までの実績で耐震化率は87%となっている。</p> <p>公的医療機関のうち県立病院の耐震化は完了しており、県立病院以外での耐震化が一部で完了していない。これら医療機関の耐震化の意思決定や資金負担は国または市町が直接的には行うが、災害発生時の県内の医療提供体制の確保を重要な防災対策の1つとしている県としても、これらの医療機関の耐震化は喫緊の課題であると認識されている。従って、耐震化率が100%となるよう、指標達成に向けて県としてどのように取り組んでいくか、今まで以上に県立病院以外の公的医療機関の耐震化整備に向けて積極的の方針・計画を策定し、より一層の推進をしていくことが望ましい。</p>
	<p>講じた措置等</p>	<p>耐震化の予定が未定の公的医療機関に対しては、補助制度の利用意向調査等の機会を捉え、個別に当該制度を紹介することなどにより、耐震化を推進する。</p>

3	防災に関する業績評価のための指標の体系的な整理	<p>防災に関する業績評価のための指標は、香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標以外にも県の種々の計画等において設定されている。防災に関する施策をより一層効果的かつ効率的に遂行するためには、防災に関する県の指標を全体として体系的に整理することで、県全体としての防災・減災施策の最適化を行っていくことが望ましい。</p> <p>具体的には、担当部局又は担当課単位で、それぞれが有する防災に係る指標を整理し、これを全庁的に集約して一覧化することで、県全体で取り組むべき指標を明確にすること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和4年7月に、県が定めた種々の計画における、防災に関する指標を全庁的に集約、一覧化するとともに、集約した情報について庁内で共有した。</p>
4	砂防ダム築造工事に係る一者応札の継続	<p>完成まで複数年かかる砂防ダム本体の築造工事を年度毎に分割して入札・発注しているが、実質的には2年目以降に他の業者が応札しにくい状況と推測され、最初に受注した事業者が1者応札かつ高落札率で落札している事案が散見される。県民財産の有効活用のためには、こうした事案についても入札制度が形骸化しないよう、適切な対応が望まれる。</p> <p>具体的には、砂防ダムの経済性・有効性及び緊急度等も踏まえた工事の実施順位を十分に検討し、例えば工事を年度毎の分割発注とせず、債務負担行為の積極的な活用により工事全体を1つの工事として一括して入札・発注することや、複数年1者応札が続くような場合には（瑕疵担保責任の明確化や継続して発注した方が工事全体に及ぶ共通経費の合理化等で経済性に優れている点等、随意契約とすべき根拠を明らかにした上で）随意契約としつつ、単年度毎の契約よりも経済的と考えられる点を契約価格に十分反映させるような対応を検討すること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>意見にある債務負担行為の活用については、災害関連事業など、次年度以降の国の予算が確保できることがほぼ確定している場合について活用を検討したいと考えている。</p> <p>また、随意契約については、国にも確認したが、その合理性や透明性の説明が難しいという見解であり、また、四国の他県においても採用された事例はない。</p> <p>1者応札かつ高落札率の対しては、入札の競争性が確保できるよう努めたい。</p>
5	土器川の改修工事に係る国との協議内容の記録及び保存	<p>直轄河川改修費負担金事業は、国が実施する一級河川土器川の改修事業に対し、県が費用の3分の1を負担するものであり、令和2年度には512,000千円を負担金として国に納付している。国直轄の一級河川とはいえ、県内最大規模の河川の改修に関する事項であり、県としても相当額の負担を行っているため、国との十分な協議は不可欠であり、県としても十分な事前協議によって県の意見を改修工事の計画に反映させることとしている。県の意見を十分に反映させ、かつ国の計画を適切にチェックしていることを事後的にも検証可能とし、また業務の引継ぎを円滑に実施するためにも、国との協議内容を適切に記録し保存することを仕組みとして取り入れることが望ましい。</p>

	講じた措置等	令和4年4月より、国が実施する土器川改修事業について、県の意見を改修計画に反映できるよう、国と協議を行うとともに、計画を適切にチェックしていることを事後的にも検証が可能となるよう、協議内容の記録、情報共有及び協議データの保存を実施する。
6	砂防ダム築造工事にかかる一者応札の継続	意見事項4と同様である。
	講じた措置等	意見事項4の講じた措置等と同じ。
7	簡易公募型プロポーザル方式の入札における一者提案の継続	<p>柁川ダム建設における環境調査に係る業務委託は、毎年度簡易公募型プロポーザル方式での入札を行っているが、過去5年とも同一者のみが入札に参加し、業務を受注している。簡易公募型プロポーザル方式の入札は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル（提案書）を提出させ、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を持つ事業者を選定することを目的としており、この入札方式の利点を十分に活用するためにも、複数の事業者が積極的に参加するような環境づくりが望まれる。</p> <p>具体的には、平成27年度の行政監査において指摘されている、①一者提案となった原因について様々な角度から分析し、必要な措置を講じること、②併せて毎年同様の業務を発注するものについては、ノウハウを蓄積する仕組みを構築し、本県が主体的に仕様書を作成し、競争入札の方式により発注することを検討すること、等の取組みを着実に実施することが考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和4年度の業務委託で、仮に一者のみの参加となった場合は、参加可能業者に対して、不参加理由についてヒアリングを行い、原因を分析し必要に応じて次回の入札手続きで改善する。</p> <p>また、基本的に毎年異なる内容で実施していることから、直ちに入札に使用する環境調査に係る県歩掛を作成することは困難であるが、県歩掛作成の検討を行うための実績を蓄積する。</p>
8	技術指導等の指導・監督業務の適切な記録及び保存	地震・津波対策事業では、市町が行う漁港区域内の海岸保全事業に対する補助金の交付だけでなく、市町が実施するこれらの事業に対する技術指導等の指導・監督業務も積極的に展開しているが、適切に指導・監督していることを事後的にも明確にする観点から、また人事異動等の際に適切に業務の引継ぎを行う観点からも、実施した指導・監督内容については適切に記録・保存するルールとすることが望ましい。
	講じた措置等	<p>令和3年12月から、市町に対する技術指導の履歴を適切に記録・保存するほか、以下の指導内容については、記録を作成した上、課内で供覧し、情報共有を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に影響を与える事項 ・予算執行に影響を与える事項

9	<p>予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討</p>	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日一部変更）」では、公共工事の調査等の発注者に、予定価格を適正に設定することと同時にダンピング受注の防止に関する適正な措置を講ずることを併せて求めている。港湾課において令和2年度に支出した津波等対策工事に係る基本設計業務委託は16件のうち9件が低入札価格調査対象業務に該当しており、本事案についても同方針に照らして予定価格が適切であったか、ダンピング受注の防止に関する対応が適切であったか、の両面から十分な検証が望まれる。</p> <p>例えば予定価格については、国の積算基準には適切に準拠して設定されていたものの、入札価格との間に乖離があったため、経済社会情勢の変化を反映する等、予定価格をより適切に定める積算基準に関する検討等が考えられる。ダンピング防止策については、令和2年度時点では低入札価格調査基準のみを採用しており、最低制限価格の設定は行っていないため、公共工事の調査等についても土木の請負工事と同様に低入札価格調査制度だけでなく最低制限価格制度も併せて採用すること等が考えられる。</p>
	<p>講じた措置等</p>	<p>津波等対策港湾海岸事業における基本設計業務委託の予定価格は、国の積算基準標準歩掛に準拠して設定していたが、令和3年度から基本設計標準歩掛の見直しを行った。</p> <p>また、委託業務において、令和3年度から最低制限価格制度の導入を行った。</p>
10	<p>予定価格の適正な設定</p>	<p>「5.9.7.1 予定価格の適正な設定とダンピング受注の防止に係る検討」に記載している通り、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年8月26日閣議決定、令和元年10月18日一部変更）」では、公共工事の発注者に予定価格を適正に設定することを求めている。「県道丸亀詫間豊浜線（多度津西工区）道路整備工事（仮称：多度津トンネル）」の入札に参加した9者のうち、4者が低入札調査基準価格と同額で入札し、4者が低入札調査基準価格よりも1千円高い価格で入札しており、本事案についても同方針に照らして予定価格が適切であったかについて十分な検証が望まれる。</p> <p>例えば予定価格については、国の積算基準には適切に準拠して設定されていたものの、本事案の様に低入札調査基準価格（又はその1千円高い価格）での入札に集中するような場合にはその理由を分析し、予定価格が経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、及び公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた、不当に引上げられたものとなっていないかの検討を実施すること等が考えられる。</p>
	<p>講じた措置等</p>	<p>予定価格については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」に基づき、国の積算基準のほか、使用する材料の市場価格を調査するなどして適正に算出していることを確認するとともに、業者からの入札価格について、内訳書を確認し、適切な額が入札されていることを確認した。</p> <p>引き続き、同方針に基づき予定価格の適正な設定に務める。</p>

11	積極的な参加を促すための入札要件・参加資格等の再検討	<p>ため池の改修や耐震化に係る工事は、特殊な技術が必要となる一方で天候等の外部要因から工事が長期化して不採算化するリスクがあり、事業者が積極的に入札に参加しない傾向にある。こうした状況が継続すると、応札者の減少や応札されない案件の増加等によって老朽ため池の整備推進が遅れ、更には事業者によるノウハウの蓄積不足、技術者の高齢化、工事品質の懸念及び懸念される品質を一定水準に確保するための監督業務の負担増等を招くことが考えられる。従って、適切な工期を踏まえ、品質確保の担い手となる人材育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の見直しや、品質確保に十分配慮しつつも新規事業者が育成・参入できるような入札要件の再検討を行うことで、より事業者にとって魅力ある入札案件としていくことが望ましい。</p> <p>入札要件の再検討としては、例えば現在は「過去 15 年以内にため池工事の施工実績を有すること」を参加者の資格要件としているが、これを「他の地方公共団体及び他部局発注工事であっても、ため池に係る工事であればその内容を発注者が確認のうえ施工実績に含めることができる」とする要件への見直し等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和 4 年 4 月以降に入札公告を行う工事から、ため池工事の入札参加要件の一つである施工実績について、新規事業者が育成・参入できるように「他部局が発注したため池に関連する工事」を追加するよう見直しを行った。</p>
12	低コスト工法等に関する普及・啓発活動	<p>住宅の耐震化は、県民による自助の取り組みとして重要かつ有効な取り組みであり、その促進の一助となるのが低コスト工法等の普及である。県では低コスト工法等の普及・啓発のため、パンフレットの作成配布、香川県住宅耐震ポータルサイトでの情報発信、低コスト工法等による住宅の耐震改修工事の現場見学会等様々な活動を実施しているが、県民に十分周知・浸透できている状況とは言い難い。より一層普及・啓発が進む方を再検討することが望ましい。</p> <p>例えば、県と市町および県内の事業者が連携し多くの県民が集まるような場所（スーパー、公園等）で低コスト工法等の説明会を定期的で開催する、本事業における耐震診断時に低コスト工法等について十分な説明を実施する等、既存の普及啓発活動以外でも積極的に情報発信を検討すること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和 3 年度から、これまで住宅の耐震化にあまり関心のなかった県民の掘り起こしにも取り組んでおり、コロナ禍における三密回避にも有効と考えられる「在宅避難」をテーマに、より広い視点での防災講座を開催している。県民の防災意識を向上させるとともに、住宅の耐震化の重要性や低コスト工法のメリット等も併せて説明し、同工法の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>また、民間住宅耐震対策支援事業の補助申請窓口である市町が、主体的に県民向けに普及啓発をすることが望ましいため、令和 3 年度に香川県市町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「AP」という。）を策定し、AP に基づく低コスト工法等の普及啓発の取り組みを支援している。</p>
13	耐震診断のみで耐震改	<p>民間住宅耐震対策支援事業は、市町が実施する住宅の耐震診断及び耐震改修工事への補助制度に県が補助金を交付する事業であるが、防災及び減</p>

	修工事が行われ ない事案の削減	<p>災の観点からは、耐震改修まで完了して初めて本来の事業目的が達成される。そのため、耐震診断を行い改修が必要と判明した案件について、なるべく高い割合で耐震改修工事が行われることが期待される。耐震診断を行った案件の約3分の1で耐震改修工事が行われないうちとなっている現状を解消するためには、診断のみで終わってしまう案件を極力少なくし、診断の結果改修が必要なものについて漏れなく工事が実施されるような仕組みを検討することが望ましい。</p> <p>具体的には、耐震診断時に改修工事費用の見込額・補助制度・前述の低コスト工法等についてより一層の周知を行うことや、診断から改修方法の提案・改修までをワンストップで提供する補助制度への見直し、耐震改修工事に係る補助限度額の見直し等、種々の対応を併せて実施していくこと等が考えられる。(なお、令和3年度には耐震改修工事に係る補助限度額を900千円/件から1,000千円/件に増額している。)</p>
	講じた措置等	<p>令和3年9月より、補助申請窓口で対応する各市町の職員には、県民に対し、特に耐震診断を行う者に対して、補助制度等のより一層の周知や、耐震改修の実施に向けた働きかけを定型化して実施するため、香川県民間住宅耐震対策支援事業行政職員マニュアルを作成し、行政会議の機会に研修を行った。</p> <p>また、令和4年2月及び3月には、市町と連携し、設計者や工務店等を対象に、住宅所有者からの相談から耐震改修までを一連の事業と捉えた営業方法や、低コスト工法等を学ぶ勉強会を開催し、確実に耐震化につなげられるような仕組みづくりに取り組んだ。</p> <p>耐震診断と耐震改修を合わせたワンストップの補助制度等について、行政会議で市町と意見交換を行ったところであり、制度の見直しや手続きの簡素化等、市町と連携しながら、実現可能な方策を検討しているところである。</p>
14	業績評価のための指標の設定	<p>老朽空き家除去支援事業は、市町と連携して老朽危険空き家の除却を推進するものであり、防災・減災の観点からも積極的な推進が期待されるが、事業の進捗状況及び事業成果を定量的に評価し、県として計画的に空き家率を減少させるためには、県による業績評価のための指標を設定し、そこで設定した目標に向かって施策を推進していくことが望まれる。</p> <p>具体的には、老朽危険空き家の所有者に補助金を直接交付する市町と十分な連携をとりつつ、仮に市町が業績評価のための指標を設定している場合にはこれらと整合性のある指標となるよう調整すること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>県では、管理不全の放置空き家等が、地域環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家の増加を抑制し、空き家の適正管理や利用、活用を促すため、各市町と連携して、老朽空き家除去支援事業をはじめとする「総合的な空き家対策」を推進しているところである。</p> <p>ご意見の、業績評価のための指標(KPI)については、各市町とも調整しながら、取組みの実施状況を評価できる指標として、令和4年度中に、設定する予定である。</p>

15	業績評価のための指標の設定	<p>日本 DMAT（災害派遣医療チーム；災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム（医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の計 4 名で 1 チーム））の数を増加させることは、災害発生時に県民及びその周辺地域の住民の生命を守ることに直接的につながる重要な施策であり、そのため香川県国土強靱化地域計画の重要業績指標にもなっている取組みである。</p> <p>ただし、日本 DMAT は厚生労働省が各都道府県に受講者数を割り当てて行う研修等が資格要件のため、県が積極的に数を増やそうとしても割り当てられた研修受講者数が上限となり県の方針だけでその数が決まる性質のものではない。</p> <p>業績評価のためには、当該重要業績指標以外にも、県が十分コントロール可能な目標値を設定することが望ましい。具体的には、例えば日本 DMAT に香川 DMAT（県が開催する研修の受講等が資格要件となっている災害派遣医療チーム）も含めたチーム数を業績評価のための指標とすれば、県としてコントロール可能であり、かつ積極的にこれを増加させる取組みを行うことで DMAT への理解と積極的な参加への気運の醸成・裾野の拡大にもつながり、結果として日本 DMAT の数の増加にもつながるものと考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>香川 DMAT の計画的な養成に努めるとともに、各種計画の策定に当たっては、DMAT チーム数に加え、香川 DMAT 延べ養成人数を指標の一つとすることも検討する。</p>
16	賞味期限・消費期限の関係から更新された備蓄物資の有効活用	<p>防災のための備蓄物資は賞味期限・消費期限の関係から更新が必要となるものがあるが、更新された備蓄物資も県の財産である。これらができる限り有効かつ効果的に利活用するためには、全体として無駄なく有効な使い道となるよう、年間の配布先・利用方法・利用目的等をあらかじめ一定程度計画等で整理しておくことが望ましい。また、有効活用した結果を事後的に検証可能とするためには、備蓄物資の配布実績を網羅的に記録・保存することが望ましい。</p> <p>なお現状でも取り組みが開始されているところであるが、利用方法を計画する際には防災の啓発目的だけに留まらず、地域の社会福祉目的への利用等、県全体として組織横断的に最適な利用を引き続き検討されていくことが望まれる。</p>
	講じた措置等	<p>令和 4 年度に更新対象となる備蓄物資の活用方法について、年度当初に、配布先、配布量、利用目的等を整理した活用計画を作成した。</p> <p>なお、社会福祉目的への利用については、関係部局とも連携し、ニーズの把握に努めながら柔軟に対応することとしている。</p> <p>また、配布実績については、令和 4 年 6 月に策定した「備蓄物資管理要領」に基づき、配布先や数量を記録することとした。</p>

17	自主防災組織への参加率を高める施策の実施	<p>県政モニターアンケート結果からは、自分の住んでいる地域に自主防災組織があるかどうかを知らない・わからない人の割合が61.1%となっており、組織された自主防災組織に対する県民の認知度・参加率がまだ十分とは言えない状況である。</p> <p>県民の共助への取り組みをより一層後押しし、次のステップへと高めるためにも、自主防災組織に県民がより積極的に参加することを促す施策の実行が望まれる。具体的には、県政モニターアンケートによる自主防災組織の認知度や加入率等の向上を目指し、これに向かって例えば県の広報誌等を活用して、自主防災組織等の取り組みの周知啓発をより一層推進することや、市町が行う自主防災組織参加率向上の取組みに補助金を交付する事業のより積極的な活用を市町に対して働きかけること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>令和4年6月に、自主防災組織の意義や参加の働きかけに関する内容を盛り込んだ折込チラシを作成の上、県広報誌「THE かがわ7月号」とともに全戸配布したほか、県ホームページに同チラシを掲載するなど、自主防災組織の認知度向上のための周知啓発を行った。</p> <p>また令和4年3月に、市町防災・減災対策連絡協議会において、各市町に対し、住民の自主防災組織への参加促進に向けた取組みや、こうした取組みに対する、市町が行う防災減災対策への補助事業である「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業の活用の働きかけを行った。</p>
18	防災の専門的知識を有する職員の計画的な育成・配置に関する体制整備	<p>県では、職員に香川大学の四国防災・危機管理プログラムを受講させたり、香川大学との共同研究を実施したりすること等を通じて、防災・危機管理の専門能力を有する人材の育成に努めているところである。こうした施策からより効率的・効果的な人材育成を行うためには、人材育成の施策やその他の施策の遂行を通じて得られるノウハウ等を総合的に踏まえて、職員育成のための長期的なキャリア・育成プラン等を整備していくことが望ましい。</p> <p>具体的には、防災・危機管理の専門家となる職員に期待される専門能力や、その他の全職員が習得することが期待される防災・危機管理に関する基礎的な知識・ノウハウを明確にし、これと県の実施する各施策の遂行によって得られる知見・ノウハウ等を勘案して、職員の経験年数に応じてどのような経験をさせていくか、といったロードマップを作成すること等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>職員が習得すべき防災・危機管理能力として、南海トラフ地震に関する被害想定及びその対策について、全職員を対象にオンライン研修を実施しているほか、職員の階層別研修に講座を設け、職員の職階に応じた防災・危機管理能力の習得が図られるよう努めている。</p> <p>今後は、香川大学の四国防災・危機管理プログラム受講者の意見を反映する等により、こうした防災・危機管理に関する研修を継続的に強化し、職員の専門能力の向上を図る。</p>

19	業績評価のための指標の設定	<p>住民の自助・共助への取り組みを市町への補助金という形で後押しする本事業は、防災の観点から非常に重要な役割を果たすことが期待されるものであり、これまでも優先すべき事業を絞り込みながら市町に対して政策誘導をおこなってきたところである。防災・減災対策として非常に重要な施策と考えられこれまで以上に事業の拡充が期待される一方で、防災の観点から本当に必要な、優先度の高い取り組みに今まで以上に有効に補助金が活用されるようにするためには、業績評価のための指標の策定を検討することが望ましい。</p> <p>具体的には、市町が自主点検した防災対策の「課題と対応項目」の対応結果（対応結果が「対応中（△）」或いは「対応予定・未対応（×）」となっているものの個数等）や、防災対策についての県政モニターアンケート調査結果（県民の防災意識に関する回答結果や、家具転倒防止対策及び自主防災組織の認知度等）等を業績評価のための指標とすることが考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>各市町は本事業を活用し、それぞれの被害の様相や備えの状況に応じた対策に取り組んでいるが、各市町が自主点検した防災・減災対策の「課題と対応項目」及び県政モニターアンケート調査結果の検証を行ったうえで、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定や、避難所ごとの運営マニュアルの作成など、対策が必要な事業は優先して実施するよう、令和4年3月の補助金の交付申請の通知に合わせ、各市町に働きかけを行った。</p>
20	家具類の転倒防止対策への補助金の更なる利用促進策の検討	<p>香川県地震・津波被害想定調査報告書では、家具類の転倒・防止対策によって、死傷者数を4分の1に軽減できるとの想定が示されており、家具類転倒防止器具の購入・取付は、県民が自助の取組みとして実施する重要な防災対策である。この後押しを市町と連携して実施しているが、県政モニターアンケートの結果を見る限り、こうした県及び市町の取組みは十分な周知・浸透がなされていないように見受けられる。</p> <p>こうした取り組みは防災の観点からも非常に有効なものであり、予算の拡充を検討するとともにより一層周知・浸透するよう利用促進策を（例えば以下のような具体案を含め）十分に検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では県と市町で別個の支援・補助制度として別々に申請手続等を行う必要があるため、例えば購入補助から取付補助までの申請をワンストップサービスで行うことができれば、より使いやすい補助制度として県民による取組みもより積極化することが期待でき、こうした点で県と市町がより連携していくことが望ましい。 ・家具類転倒防止器具の購入補助や取付支援について、家具量販店や家具販売店、ホームセンター等でのアナウンスを拡充したり、あるいはこうした店舗が申請を取りまとめる形式とする等、より県民に身近な情報としての周知・浸透を検討することが望ましい。
	講じた措置等	<p>令和4年4月に、県の取付支援制度及び各市町の補助金制度が分かりやすく伝わるよう、募集チラシの表記について、写真やイラストを多く使用するとともに、重要な内容については強調したほか、県と市町との連携を十分に図るため、取付支援制度の受付を行う県の窓口では、申込者に市町の補助金制度の内容を丁寧に説明するとともに、市町の補助金制度の担当者に迅速に連絡を行うなど、窓口の一元化に近い形とすることで、申請者</p>

		<p>の負担の軽減を図った。</p> <p>また、県広報誌をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等を通じ、制度について広く周知するとともに、令和4年4月には、募集チラシ及び家具類転倒防止対策の重要性を啓発するチラシをホームセンター等に送付し、来店者への周知を依頼した。</p>
21	香川県防災ナビをより利用しやすいものに改善する研究	<p>過去の災害等の教訓から、災害発生時に携帯電話を利用した SNS 等による情報発信の重要性が高まっている。県が制作している防災アプリである「香川県防災ナビ」は、提供開始直後ということもあり主要なアプリ配信サービスにおける利用者からの評価が必ずしも良好とは言えない状況にある。また県政モニターアンケート結果でも十分認知されておらず、知っている人でも利用している割合は約半数との回答結果となっている。県有財産の有効活用及び災害時に有用な情報を少しでも多くの県民が効果的に受取ることができるよう、利用者の要望を踏まえ利用しやすいアプリとしての改善や、改善のための研究をより一層推進することが望ましい。</p>
	講じた措置等	<p>「香川県防災ナビ」(令和2年4月運用開始)について、新聞広告や県広報誌などを活用したPRを行っているほか、令和4年3月より、気象警報・注意報等について情報提供している防災ナビの「防災情報・お知らせ」機能を活用し、新型コロナウイルス関係情報や、防災関係の県からのお知らせなどの情報提供にも取り組むなど、より利用しやすいアプリとなるよう改善に努めている。</p>
22	研究成果のより一層の明確化	<p>香川大学との共同研究に支出した委託費(10,000千円)は、全体として支出に見合う活動内容との感想を持ったが、これによって知見を得ることが最終目標ではなく、これらで得られた知見をどのように県民に資する施策に転嫁できたかが重要であり最終目標と言える。したがって、本事業の実績確認及び事業性評価のためには、研究成果報告の入手に留まらず、得られた知見をどのように県の施策に活かしたか、あるいは得られた知見を踏まえた施策としてどのようなものがあるか等を取りまとめ、より一層明確化することが望ましい。</p>
	講じた措置等	<p>研究成果のより一層の明確化を図るため、令和4年4月に、得られた知見を踏まえて実施した施策の整理を行ったほか、今後の施策を検討するために踏み込んだ議論が必要な課題等については、香川大学関係者との意見交換会や勉強会を実施した。</p> <p>また、講演会出席者へのアンケート調査の分析結果などの研究成果を参考に、令和4年7月には、折込チラシを作成し、県広報誌「THE かがわ7月号」とともに全戸配布したほか、防災出前講座など県民向けの啓発活動を実施した。</p> <p>今後も引き続き、研究成果のより効果的な活用に努める。</p>

23	業績評価のための指標の設定	<p>本事業では県内事業所からアンケートをとり、その回答から BCP 策定に関する課題を認識し、これに対する施策を推進しているところであるが、事業の成果・効果を十分に評価してその結果をフィードバックすることでよりよい施策に改善・見直していくことが事業の効率性にもつながるため、業績評価のための指標を設定し、その目標値に向かって事業を進めていく、といった対応を行うことが望ましい。</p> <p>なお、業績評価のための指標としては、BCP 策定等支援補助金の交付件数や補助金交付額、或いは香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定制度における認定数等が考えられる。</p>
	講じた措置等	<p>県内中小企業の BCP の策定・改善を促進するため、BCP 策定セミナー及び専門家による個別相談会の開催、BCP 策定等支援補助金による支援を引き続き行うとともに、令和 4 年度より、香川県中小企業 BCP 優良取組認定事業所の新規認定が毎年 3 事業所以上となることを目指して取り組むこととした。なお、その旨を令和 4 年 7 月に県の HP に記載した。</p>